

## 国立国語研究所 I R 推進室取扱要項

平成28年 4月 1日  
所 長 裁 定  
改正 平成28年11月 8日  
改正 平成31年 4月 1日  
改正 令和 6年 8月 1日  
改正 令和 7年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）I R 推進室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 I R 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国立国語研究所長（以下「所長」という。）が指名する研究教育職員 若干名
- (2) その他所長が必要と認める者

2 I R 推進室に室長を置き、前項第1号に掲げる者の中から所長が指名する者をもって充てる。

### (業務)

第3条 I R 推進室は、研究所の組織・運営の改善と強化に資するため、研究所の活動に関する各種の情報について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 収集、整理及び公開
- (2) 分析及びその結果の公開
- (3) 収集・分析結果を基にした改善案の提案等

### (作業部会)

第4条 I R 推進室に、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、室長及び室長が指名する職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、I R 推進室の運営及び前条に掲げる業務に係る事務を実施する。

### (その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成28年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和6年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。